



月刊税理士事務所チャンネル

CHANNEL

2018
9
No.445

シリーズ企画

事業承継税制の特例のあらましと実務上の留意点…………… 3

西日本豪雨被災者の皆様に……………2

近畿会企画
宇治の名店……………7

第43回 全国統一研修会
沖縄大会 開催のご案内……………8

顧問先紹介
椰林……………10

事務所訪問
クラージュ総合会計事務所……………12

お役立ちINFORMATION……………15

ミロクシステムQ&A
『会計大将』……………16

会計人のリレーエッセイ
近畿ミロク会計人会 森田 昌子……………19

去る7月5日から7日にかけて発生した西日本豪雨は、広域にわたり甚大な被害をもたらしました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、不幸にして亡くなられた方々のご冥福をお祈り致します。

ミロク会計人会連合会では、被災地の会員皆様の被害状況の確認を行いました。被災地は中国ミロク会計人会、四国ミロク会計人会、九州ミロク会計人会の三会に及んでおります。

今回の災害の特徴は、主として山間部の山崩れ、堤防の決壊を原因とするものでありましたので、現在ま

西日本豪雨被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます、 お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

での調査によると会員の人的被害はなく、事務所等の被災も限定的であることが分かりました。

そこで、連合会では去る7月23日に臨時の正副会長会を開催し、被災地三会の会長からの現状報告を受けて、西日本豪雨被害に対する対応策を検討致しました。かつて、熊本地震に際して当連合会は、会員の皆様から758万円の義援金をいただき、九州ミロク会計人会を通じて被災地のMJSユーザー会計事務所にお配りした経緯があります。しかし今回は、被災された会員が極めて限定的であったこと、現地会長からの意向も単位会できめ細かく配慮することで対応できる

とのこと、などを勘案して、全国規模での募金はせず
に執行部で対応することと致しました。

つきましては、各単位会が西日本豪雨被災会員対策
を行います場合はご協力賜りますようお願い申し上げます。

日本税理士会連合会によりますと、同会の要望を受
けた国税庁が被災者を対象とする納期限延長等を行っ
たこと、同会が被災地の納税者支援業務を多面的に行
うことが公表されております。

私たちミロク会計人は、このような日税連の被災地
対策に側面から協力し、納税者の皆様の良き代理人と

しての役割を果たしていきたいと念じております。

その後の天候も地球温暖化の影響でしょうか、台風
12号が迷走の上、被災地を襲うなど、予測不能の事態
が続いております。忘れた頃にやってくるという災害
に私たちは常時備えるとともに、被災地の皆様の一
日も早い復興を心より祈念申し上げます。

ミロク会計人会連合会

会長 金子 秀夫

2018年7月に西日本で発生しました観
測史上稀に見る豪雨は、各地に甚大な被害を及
ぼしました。被災された方々に、心からお見舞
いを申し上げますとともに、MJSグループ一
同、被災地の一日も早い復興を心より祈念して
おります。

当社は豪雨発生後、支社・営業所よりお客様
一人ひとりに安否確認を行い、状況把握に努め
ました。また、災害救助法が適用された地域で
被害に遭われたお客様に対しては、紛失、破損
した製品プログラムディスクの代替品の無償提
供、破損したサーバーやパソコンなどの特別保
守対応、オンラインバックアップサービスの一
定期間無償提供などの対応を行い、お客様が少
しでも早く日常業務に戻れるよう支援させてい
ただいております。

会員の先生方におかれましては人的被害はな
く、被災は限定的であったとの報告を受けてお
ります。顧問先の企業の方々や、ご近親の方に
は被災された方もいらっしゃるのではと推察致
します。そういった皆様が一日も早く平穏な日
常を取り戻されることを祈念し、お見舞いの言
葉とさせていただきます。

株式会社ミロク情報サービス

代表取締役 是枝 周樹

事業承継税制の特例のあらましと実務上の留意点

平成30年度税制改正で、従来の事業承継税制と比較して「使い勝手が良くなった」と言われる特例が創設されました。そこで本稿では、その「使い勝手が良くなった」項目のあらましと活用する際の留意点について解説します。



なかじま こういち
中島 孝一 氏

税理士法人 平川会計パートナーズ・所属税理士

MJS税経システム研究所・客員研究員、税理士法人 平川会計パートナーズ・所属税理士、日本税務会計学会・副学会長。著書等に『平成30年度税制改正と実務の徹底対策』（日本法令・共著）、『居住用財産に係る税務の徹底対策』（税務研究会・共著）、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規出版・共著）などがある。

1. 「従前の事業承継税制」と「事業承継税制の特例」との関係

念のため冒頭で記しますが、平成30年度税制改正における事業承継税制の改正とは、「従来の事業承継税制」（以下「一般措置」とします）の「使い勝手が悪かった」項目が見直されたということではありません。

一般措置は、平成30年度で見直されることなく、「使い勝手が悪かった」項目について若干の見直しがありました（が）、今後とも存置されます。

平成30年度改正での事業承継税制の改正では、一般措置と別に「事業承継税制の特例」（以下「特例措置」とします）が創設されたことにより、「使い勝手が良くなった」ということです。

なお、特例措置は10年間に期間限定

された措置のため、10年経過後は一般措置のみが存続することになります。

2. 特例措置の「使い勝手が良くなった」項目

特例措置は10年間に限り、図1に掲げる各種要件について、一般措置における規定の緩和を含む抜本的な拡充が行われました（特例措置は、図1以外の部分は一般措置の規定を準用しています）。

具体的には、施行日後5年以内に承継計画を作成して相続・贈与による事業承継を行う場合、①猶予対象の株式の制限（発行済議決権株式総数の3分の2）を撤廃し、納税猶予割合80%を100%に引き上げることにより、相続・贈与時の納税負担が生じない制度とし、②2名または3名の後継者に対

する相続・贈与に対象を拡大するとともに、③事業継続が困難な事由が生じた場合に対応した減免制度を創設して将来の税負担に対する不安に対応し、④雇用確保要件を弾力化する等の措置が講じられました。

3. 特例措置と一般措置との比較による「使い勝手が良くなった」項目のあらまし

特例措置と一般措置との比較による「使い勝手が良くなった」項目のあらましは、図2のようになります。

なお、後継者が一般措置の適用を受けている場合には、既に事業承継は完了したものと考えることから、特例措置の適用を受けることはできません（措法70の7の5②六ト、70の7の6②七ホ）。

また、特例措置の適用手続は、一般措置における適用手続と基本的には同様ですが、特例措置に規定されている「特例認定承継会社」としての認定を受けるため、「特例承継計画」を作成し、その計画書を都道府県知事に提出する部分が追加されています。

（1）事前の計画策定等

特例措置の適用を受けるためには、会社の後継者や承継時までの経営見通

図1 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充(事業承継税制)

(相続税・贈与税)

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。
- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

◆税制適用の入り口要件を緩和～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度	○納税猶予の対象になる株式数には 2/3の上限 があり、相続税の 猶予割合は80% 。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。 ○税制の対象となるのは、 一人の先代経営者から一人の後継者 へ贈与・相続される場合のみ。	➔	改正後	○対象株式数の 上限を撤廃 し全株式を適用可能に。また、 納税猶予割合も100%に拡大 することで、承継時の税負担ゼロに。 ○親族外を含む 複数の株主から、代表者である後継者(最大3人) への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。
-------------	---	---	------------	---

◆税制適用後のリスクを軽減～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度	○後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、 承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される ため、過大な税負担が生じる。 ○税制の適用後、 5年間で平均8割以上 の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。	➔	改正後	○ 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算 し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。 ○5年間で平均8割以上の雇用要件を 未達成の場合でも、猶予を継続可能 に(経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要)。
-------------	---	---	------------	--

*以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

中小企業庁資料

図2 特例措置と一般措置の比較

項目	特例措置	一般措置
(1)事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (平成30年4月1日から平成35年(2023年)3月31日まで)	不要
(2)適用期限	10年以内の贈与・相続等 (平成30年1月1日から平成39年(2027年)12月31日まで)	なし
(3)対象株式数及び納税猶予割合	全株式 100%	総株式数の3分の2まで 贈与:100% 相続:80%
(4)承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者 (改正前:1人の先代経営者から1人の後継者)
(5)雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
(6)事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
(7)相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

国税庁資料を一部修正

し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関の所見を記載の上、平成30年4月1日から平成35年(2023年)3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受けなければなりません。

「特例承継計画」の提出期限は、平成35年(2023年)3月31日までですが、都道府県知事に「特例認定承継会社」として認定申請する前、もしくは認定申請と同時に「特例承継計画」を提出する必要があります。

認定申請前(相続税・贈与税の申告期限の2月前)であれば、「特例承継計画」の提出は株式の相続・贈与の前後は問わないため、平成30年1月から3月までの相続・贈与についても、その後「特例承継計画」を提出すれば特例措置の適用を受けることができます。

(2) 適用期限

特例措置は、前記(1)の期間内に「特例承継計画」を都道府県知事に提出し、10年以内(平成30年1月1日から平成39年(2027年)12月31日)に承継を行う者のうち、一定の要件を満たす者に適用されます(措法70の7の5等)。

(3) 対象株式数及び納税猶予割合

後継者が、特例認定承継会社の代表権を有していた者から、贈与または相続もしくは遺贈(以下「贈与等」と言います)によりその会社の非上場株式等を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式等に係る課税価格に対応する贈与税または相続税の全額について、その後継者の死亡の日等までその納税が猶予されることになりました(措法70の7の5等)。

(4) 承継パターン

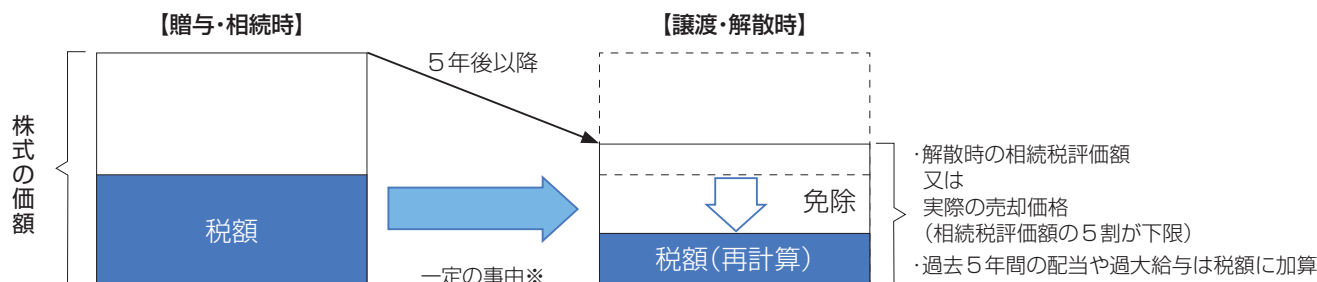
後継者が、特例認定承継会社の代表以外の者から贈与等により取得するその会社の非上場株式等についても、特例承継期間(5年)内に贈与等に係る申告書の提出期限が到来するもの限り、特例措置の対象とされます(措法70の7の5①等)。

(5) 雇用確保要件

一般措置では、雇用確保要件を満たさなければ、納税猶予は取り消されます。

しかし、特例措置では、雇用確保要件を満たさない場合であっても、その満たせない理由を記載した書類(認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限ります)を都道府県知事に提出すれば、納税猶予が継続しま

図3 事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予額の免除について(特例措置)



※1 ①過去3年間のうち2年以上赤字の場合、②過去3年間のうち2年以上売上減の場合、③有利子負債 \geq 売上 \geq 6カ月分の場合、④類似業種の上場企業の株価が前年の株価を下回る場合、⑤心身の故障等により後継者による事業の継続が困難な場合(譲渡・合併のみ)。
 ※2 譲渡等から2年後において、譲渡等の時の雇用の半数以上が維持されている場合には、実際の対価の額に基づく税額との差額は、その時点で免除されます。

国税庁資料

す(措法70の7の5③等)。
 なお、その理由が、経営状況の悪化である場合または正当なものと認められない場合には、その会社は認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けて、その書類にその内容を記載しなければなりません(円滑化省令20①・③・⑭)。
(6) 事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除
 納税猶予から5年経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をしたときは、その対価の額を基に相続(贈与)税額を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます(措法70の7の6⑬~⑰等)(図3参照)。
(7) 相続時精算課税の適用
 特例措置では、後継者が贈与者の推定相続人以外の者(その年1月1日において、20歳以上の者に限定)であっても、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けられることになりました(措法70の2の7)。

4. 特例措置を活用する際の留意点

(1) 特例措置の適用が未定の場合
 平成35年(2023年)3月31日までに「特例承継計画」の提出をした場合において、結果として特例措置の適用期間内(平成30年1月1日から平成39年(2027年)12月31日)に相続・贈与がなかったとしても、デメリットはありません。
 そのため、若干でも特例措置の適用を受ける可能性があれば、とりあえず「特例承継計画」は提出しておくべきです。
(2) 「特例承継計画」に記載した後継者を変更等する場合の手続き
 「特例承継計画」に記載した後継者を変更・追加する場合には、「特例承継計画」を変更し都道府県知事に確認を受けなければなりません。
 後継者以外に、事業承継までの経営課題であったり、事業承継後の5年間で取り組む事業計画を変更した場合には、任意で変更の確認を受けることが可能です。
 当初の計画で具体的な事業計画が記載されていなかった場合には、それを具体化するための計画変更の手続きを行うことが求められます。
(3) 株式の贈与等を受けていない後継者は変更可能
 後継者が特例措置の適用を受けた後は、その後継者を変更することはできませんが、「特例承継計画」に複数の後継者が記載されている場合において、まだ株式の贈与等を受けていない後継者に限り、変更は可能です。
(4) 「認定申請書」は、贈与者・受贈者等ごとに提出
 「先代経営者甲」が株式を「後継者A」に贈与した後に、「甲の配偶者乙」から「後継者A」に追加で株式の贈与があった場合には、「先代経営者甲」から「後継者A」の贈与について認定を受けていたとしても、「甲の配偶者乙」から「後継者A」の贈与について「認定申請書」の提出が必要になります。
 「特例承継計画」には、先代経営者と複数の後継者を記載する欄はありますが、先代経営者以外の贈与者等の記載欄はありません。
 つまり、「先代経営者甲」から「後継者A」へ

株式の贈与(順序)	特例承継計画	認定申請書
最初 先代経営者甲 → 後継者A	提出が必要	提出が必要
その後 甲の配偶者乙 → 後継者A	提出が不要	提出が必要

Q2:中小企業基本法上の「会社」の定義を教えてください。

会社法上の会社を指すものと解しています。

また、下記の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。具体的には、以下の通りです。

会社法上の会社等	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社 (特例) 有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
士業法人	弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人 税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人 司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

中小企業庁資料

の株式の贈与について「特例承継計画」を提出すればよく、その後、「甲の配偶者乙」から株式の贈与を受ける際に「特例承継計画」を再度提出することは不要になります。

(5) 前記(4)において「甲の配偶者乙」の贈与が先に行われた場合

「先代経営者甲」から「後継者A」への株式の贈与の前に、「甲の配偶者乙」から「後継者A」に株式の贈与があった場合には、「甲の配偶者乙」から「後継者A」に株式の贈与に対し特例措置の適用はありません。

特例措置は、「先代経営者」からの贈与があった後に、「その他の株主」から贈与等について適用が認められているためです(措令40の8の5①二、40の8の6①二)。

(6) 「その他の株主」からの贈与の対象期間

先代経営者以外の配偶者等である「その他の株主」からの贈与は、先代経営者からの贈与等の日以後、その贈与等に係る認定の有効期間内(当該贈与等に係る申告期限から5年)に贈与等の申告期限が到来するものが対象になります(円滑化法規則6①十三等)。特例措置が適用される期間は平成

39年(2027年)12月31日までの贈与等とされていることから、例えば、先代経営者からの贈与が平成39年(2027年)に行われた場合であれば、「その他の株主」が平成44年(2032年)までに贈与を行えば、その贈与等は特例措置の適用を受けることができます。

なお、その平成44年(2032年)までに行う「その他の株主」からの贈与等については、「特例承継計画書」の再提出は不要ですが「認定申請書」の提出は必要になります。

(7) 代表権が複数ある場合

先代経営者は贈与に際し代表権を有していないこと、そして後継者は贈与の際に代表権を有していることなどが特例措置を受けるための要件ですが、先代経営者や後継者以外に代表権を有している者がいる場合であっても、後継者は特例の適用を受けることができます。

(8) 認定経営革新等支援機関と顧問税理士との関係

認定経営革新等支援機関であれば、顧問税理士であっても差し支えありません。認定経営革新等支援機関である他に要件・制限はないため、会社の本

店がある都道府県以外に所在する認定経営革新等支援機関であっても認められます。

また、計画の変更に当たり、当初の計画作成において指導・助言した認定経営革新等支援機関と異なる機関がその変更に係る計画の指導・助言をすることも認められます。

(9) 税理士法人等の持分は対象外

一般的な株式会社以外の医療法人・社会福祉法人等は、特例措置の対象外になります。

中小企業基本法における「会社」とは、会社法上の会社だけでなく税理士法人等の士業法人もその「会社」の範囲に含まれているものと解されています(図4参照)。

しかし、事業承継税制の対象となる株式に係る「会社」は会社法上の会社を指すと解されるため、株式会社等の株式が対象となり、医療法人や税理士法人等の士業法人の持分は対象とありません。

<事業承継税制の適用対象法人>
株式会社・合名会社・合資会社・合同会社等
<適用対象外>
医療法人・社会福祉法人・税理士法人等



大学生になってから本格的に店を手伝い始めたという通円祐介氏。卒業後は宇治市内にある茶業研究所で1年間の研修を受け、茶葉の栽培から加工といった一連の流れを学習。また、裏千家で茶道を学んだり、京都府茶業連合青年団でお茶の鑑定技術に磨きをかけたりしてきたといえます

通円●京都府宇治市宇治東内1
☎0774-21-2243
http://www.tsuentea.com

近畿会企画

宇治の名店

平等院鳳凰堂で知られる京都府宇治市といえば、宇治茶の産地としても有名です。

そこで、今回は宇治市の魅力と共に、宇治茶の老舗である「通円」を紹介したいと思います。

由緒正しい全国屈指のブランド

飛鳥時代に日本で初めての橋（宇治橋）が架けられ、平安時代には『源氏物語』の舞台になった他、藤原頼通によって平等院鳳凰堂が建立されるなどしてきた宇治市。茶の栽培は鎌倉時代から始まったとされていますが、室町時代になると足利義満が宇治茶の栽培を奨励し、幕府の御用茶園である「宇治七名園」を開くなどしたことから全国屈指のブランドになりました。また、宇治は茶葉のさまざまな加工技術の発祥の地としても知られています。例えば1738年には、宇治製法^{※1}が開発され、現在の日本茶の主流である煎茶が誕生しました。他にも、高級煎茶の代表格である「玉露」の栽培手法^{※2}を生み出し、完成させたのも宇治の茶師たちだそうです。

今回は奥深い宇治の魅力の中から宇治茶に注目し、宇治橋のもとに本店を構える宇治茶の老舗「通円」の歩みと取り組みを紹介したいと思います。

ブレンドした宇治茶に自信

通円が創業したのは平安時代末の永暦元年（西暦1160年）のこと。元祖は古川右内という武士であり、源頼政の家臣でした。そして古川右内は晩



通円本店の外観。寛文12年（1672年）に建てられた江戸時代の町家の遺構を残す建物で、店内には数百年前に作られた茶壺や一休和尚にもらったとされる「初代通円」の木像がある



人気のブレンド銘柄「あおい」。「旨みの強い高級煎茶は60～70℃程度のお湯で出したほうが香りと味が引き立つ」とのこと。また、お茶を淹れた後に急須の水分をきちんと切っておくと、2煎目、3煎目もおいしく淹れることができるそうです

年、頼政の「政」を賜り、太敬庵通円政久と名乗って宇治橋の東詰に庵を結びました。以来、その子孫は代々「通円」の姓を名乗って宇治橋の橋守（守護職）を務め、宇治で茶の栽培が盛んになってからは道行く人たちに茶を出し、次第に茶屋としてその名を馳せるようになったそうです。

それにしても、なぜ宇治茶は日本屈指のブランド力を持つようになったのでしょうか。通円24代目の通円祐介氏によると、「宇治川がもたらす肥沃な土壌と物流の利便性、そして早朝に朝霧が立ち込める穏やかな気候が相まった結果だと思えます」とのこと。ちなみに、宇治では至る所で高級茶葉が栽培されていますが、その新芽は今も手摘

みされているそうです。それは「機械摘みだと新芽だけでなく、昨年の芽が混ざったり、葉切れが生じたりしてしまうから」と言います。こうした細やかな取り組みもまた宇治茶が最高級ブランドたる理由なのかもしれません。

通円ではそうやって栽培された高級茶葉をブレンドし、オリジナル商品として売り出しています。中でも通円氏が一押しするのは煎茶の「あおい」という銘柄。「旨みの強い4種の茶葉をほど良い後味が残るようにブレンドした自信作です」と言うように、ひとたびそのお茶を口に含むと、普段使いのものとは段違いの旨みや甘みを感じられます。「最近では単一品種（シングルオリジン）の茶葉が好まれる傾向がありますが、お茶屋の腕の見せ所はやはりブレンド。店頭ではお客様と話しながらか、好みに応じたものを提案させていただいています」と通円氏。宇治を訪ねる折には、通円で自分好みのお茶を探してみてもどうでしょうか。

ところで、最近はどうしたお茶の品質や細やかなサービスが評判となり、日本人だけでなく、多くの外国人旅行者が通円を訪れています。確かな味と技術で宇治茶の魅力を国内外に発信する通円は、伝統と歴史のまち「宇治」を代表する名店と言えるでしょう。

※1 蒸した茶の新芽を焙炉の上で揉み乾燥させる方法

※2 茶摘みの20日以上前から茶園に覆いをかけ、日光を遮って育てた茶葉を煎茶にする

～美ら海 美ら島！ ようこそ南国 沖縄へ～

第43回全国統一研修会

沖縄大会

■日程 平成30年11月8日(木)
■会場 ANAクラウンプラザホテル
沖縄ハーバービュー

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2-46
TEL:098-853-2111

■受付/午後0時30分～午後1時45分
■式典・基調講演/午後1時45分～午後4時00分
■第1・2・3分科会/午後4時30分～午後6時00分
■懇親パーティー/午後6時30分～午後8時30分

主催:ミロク会計人会連合会
担当:沖縄ミロク会計人会
協賛:株式会社ミロク情報サービス



撮影者:森 清(もり きよし)

式典・基調講演

「激変する国際環境と日本の進路」

時間…午後1時45分～4時00分

会場…彩海(2階)

講師…作家元外務省主任分析官

佐藤 優氏

プロフィール

1960年東京都生まれ。85年に同志社大学大学院を修了し、外務省に入省。英国の陸軍語学学校でロシア語を学び、その後、モスクワの日本国大使館、東京の外務省国際情報局に勤務。2002年5月に鈴木宗男事件に連座し、東京地検特捜部に逮捕、起訴され、無罪主張をし、争うも09年6月に執行猶予付き有罪確定。13年6月に執行猶予期間が満了。この逮捕劇を「国策捜査」として描いた『国家の罫―外務省のラスプーチンと呼ばれて』(新潮社)は大きな波紋を呼び、毎日出版文化賞特別賞を受賞。『自壊する帝国』(新潮社)が新潮トキメクメント賞、大宅壮一ノンフィクション賞を受賞した。

美しい海に囲まれ独自の文化を持つ沖縄
真の意味での精神を宿した知識人が集結！

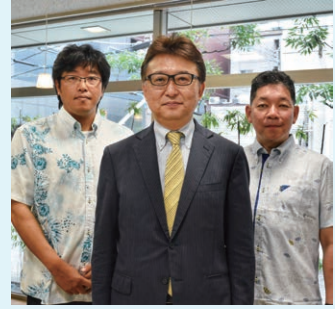
沖縄の方言である「なんくるないさ」には「くじけずに正しい道を歩むべく努力すれば、いつか良い日が来る」という深い意味が込められています。美ら海、美ら島に囲まれた沖縄で、あらためて人々の生き方や社会全体の働き方を見つめ直すことによってミロク会計人会の活性化と会員事務所及び関与先企業の発展に寄与できると考えます。

変化する世界情勢を正確に捉え・分析し、みなさまに最新の情報や知識、技術を提供し開催して参りました全国統一研修会。43回目の今回は、日本の会計事務所が今まさに必要とされる税務の専門性及び企業強化のための知見やテクニク、テクノロジーをメインに研修を行います。

ご多用中のところ誠に恐縮に存じますが、全国統一研修会に多数のご参加を心よりお待ちしております。

第1分科会

「10年後求められる税理士事務所となるために」



時間…午後4時30分～午後6時00分
会場…白鳳(2階)

運営・企画…ミロク会計人会連合会・情報ネットワーク委員会

人工知能(AI)の進化や事務作業の自動化が進む中、税理士をはじめとする士業を取り巻く環境は一層厳しさを増しつつあります。「10年後社会から求められる税理士事務所」であるためには、今、何を必要とするのかを、ディスカッション形式で探りたいと思います。これまでも情報ネットワーク委員会では業務改善のために有用な情報を発信してきました。今回もMJSのシステムやサービスを活用しながら事務所の課題をどうしたら改善できるか、そしてこれから地域において信頼される事務所であり続けられるかについて発信する予定です。

●情報ネットワーク委員会の主な業務改善研究報告

2008年北海道大会で初めて委員会として分科会を担当。それから09年九州大会、13年広島大会、15年北陸大会と4回の分科会で情報を発信してきました。これまで取り上げたテーマとしては、文書管理の合理化・ペーパーレス化、タブレット型端末を利用した業務改善など。また、調査・研究の成果を小冊子にまとめてきました。「決算予測はこう活用する!」「デジタルデバイス活用法!」「事務所の事業承継」「事務所管理の活用法」「会計事務所のIT-BCP」等

第2分科会

「人生いろいろから沖縄の未来図」



時間…午後4時30分～午後6時00分
会場…金鶏(2階)

講師…ウイルス学者(獣医学博士)(有)生物資源研究所代表取締役/所長 **根路 国昭氏**

●プロフィール

1939年沖縄県本部町生まれ。62年琉球大学農学部ならびに65年北海道大学獣医学部を卒業。国立予防衛生研究所(現・国立感染症研究所)に入所。同ウイルス第一呼吸器系ウイルス研究室長、WHOインフルエンザ呼吸器ウイルス協力センター長、ハーバード大学世界エイズ治療評価24人委員会委員、厚生省中央業務審議会臨時委員などを歴任。2004年に(有)生物資源研究所を設立し、代表取締役に就任。受賞歴に、国際ウイルス学会功労賞、中国河北省人民政府外国人功労大賞、琉球新報賞(学術功労)。研究成果等(1)研究論文350編以上(英文約100編、和文約250編)(2)著書14編。

第3分科会

「琉球王国の歴史を考える」



時間…午後4時30分～午後6時00分
会場…アイランドブリーズ(2階)

講師…琉球大学名誉教授(文学博士琉球史) **高良 倉吉氏**

●プロフィール

1947年、沖縄県伊是名島生まれ、南大東島育ち。71年に愛知教育大学を卒業し、73年に沖縄県沖繩史料編集所専門員、沖縄県立博物館主査、浦添市立図書館館長、琉球大学法文学部教授、沖縄県副知事などを歴任し、現職。琉球史、特に琉球王国の内部構造、対外関係を研究し、首里城復元検討委員会委員、NHK大河ドラマ「琉球の風」監修、NHK時代劇「テンペスト」時代考証などを務める。主な著書に「琉球の時代」(筑摩書房、現ちくま学芸文庫)、「沖縄問題―リアリズムの視点から」(編著、中央公論新社)など。

第6回郷土物産展

日程／平成30年11月8日(木)
午後0時30分～午後7時

懇親パーティー

日程／平成30年11月8日(木)
午後6時30分～午後8時30分

会場／彩海

懇親ゴルフ大会

日程／平成30年11月9日(金)
会場／琉球ゴルフ倶楽部

〒901-0608

沖縄県南城市玉城字親慶原1番地

※定員100名

記念旅行

●3日間旅行コース

日程／平成30年11月9日(金)～11日(日)

●1日帰りコース

日程／平成30年11月9日(金)

我が事務所の 顧問先紹介 椰林 (ヤーリン)

高級住宅地である兵庫県神戸市の御影にある香港海鮮料理店の「椰林(ヤーリン)」。
かつて淡路島の人気中華料理店で腕を鳴らした呉 勇氏が代表を務めている名店です。
呉氏が来日し、現在に至るまでの経緯やこの店が誇る香港海鮮料理の特徴について、高見正彦税理士事務所の高見 正彦所長がインタビューしました。

中国と日本で磨いた料理の腕

高見 正彦所長 (以下、敬称略) 呉さんは中国のどのあたりのご出身なのでしょうが。

呉 勇代表 (以下、敬称略) 私は中国南部にある海南島の出身で、その後、香港の隣りにある深圳で暮らしました。料理を始めたのは小学生の時、当時から家族のためにいろんな料理を作っていましたし、親戚が集まる時などにはたくさん料理でもてなしたりしていました。

高見 いつ頃から本格的に料理のことを学び始めたのですか。

呉 高校卒業後に料理学校に進学し、その後、海南島にあるホテルで料理人として働き始めました。ホテルで最初に教えてもらったのは豚の丸焼きでしたが、焼き方一つとってもさまざまに技術があることを知り、中華料理の奥深さや面白さを改めて学びました。また、このホテルで初めて本格的に海鮮を主体とした広東料理の作り方を学ぶことができました。

高見 それからどのような経緯で来日したのですか。

呉 神戸を中心に多店舗展開をしている「老香港酒家(オールドホンコンレストラン)」のオーナーに声をかけて

いただき、1993年に来日しました。それから阪神・淡路大震災の影響で一時期帰国したのですが、しばらくして日本に戻り、老香港酒家で料理長として働きました。そして、2006年から「淡路夢舞台」(兵庫県淡路島)というリゾート施設の中にできた「老香港酒家 淡路夢舞台店」で料理長を務めました。その後、2008年からはウエスティンホテル淡路の「海華(ハイファ)」という広東料理店で支配人兼料理長を務めさせてもらいました。

高見 海華はミシュランガイドにも掲載されたそうですね。

呉 『ミシュランガイド2016』のビブグルマン(リーズナブルに良質な料理を楽しむことを評価する部門)に掲載されました。これまでの努力が認められたようで、とても嬉しく感じました。

良いものができるだけ安く

高見 すでに海華でも多くのファンを得ていたかと思いますが、あえて神戸の御影という町に「椰林(ヤーリン)」を立ち上げた理由を教えてください。

呉 成功しても失敗してもいいから、とにかく自分の力で自分の店を立ち上げてみたいと思ったのです。立地については、淡路島の頃の常連さんたちの



驚くほど大ぶりなフカヒレの姿煮



彩り鮮やかな鮑と大海老と季節野菜の炒物



吳社長について

当事務所は神戸という土地柄もあり、多くの中国人事業者の方々の新規開業や税務会計業務の支援を手掛けています。吳さんとは椰林をオープンする際からのお付き合いですが、初めて会った時からとても素晴らしい人間性を持った方だと感じました。その人間性は料理にも見事に表れており、繊細で美しい料理の数々は早くも多くのリピーターを虜にしています。会計的な視点からすると、やや原価率が高いようにも思われますが、それも吳さんの人間性の表れと言えるかもしれません。神戸にお越しの際には是非ともこの絶品の香港海鮮料理を召し上がってみてください。(高見先生)

高見正彦税理士事務所

所長 高見 正彦
所在地 神戸市兵庫区大開通2-1-10
Tel. 078-575-0281

椰林(ヤーリン)

代表者 吳 勇
設立 2016年
事業内容 香港海鮮料理の提供
所在地 神戸市東灘区御影山手
1-2-10 御影ガーデンシティ2F
Tel. 078-777-3447
席数 80席
定休日 木曜日



落ち着いた雰囲気店内



身がたっぷりの渡り蟹の炒物

多くがこの町に住んでいたことが大きかったです。実際に物件を探してみるところ、運良く駅からほど近くにもともと中華料理店が入っていた物件が見つかったので、居抜きで使えると考え、即決しました。

高見 椰林では香港海鮮料理というジャンルでの料理を提供されていますが、その特徴はどういったものなのでしょうか。

吳 中華料理といえば味が濃いものを想像されるかもしれませんが、香港をはじめとした広東料理の多くは薄味で、魚介類などの旨みを生かした仕上がりになっています。当然、そのためには繊細な調理技術が求められるのですが、当店では中国から招いた一流の料理人たちが腕を振るってくれています。まさに本場の味を楽しんでいただけていると思います。

高見 魚介類は日本料理でも多用されますが、やはり香港海鮮料理とでは料理の仕方などが異なるのでしょうか。

吳 そもそも香港海鮮料理で使う魚は味や香りが強いいため、刺身や寿司にするのには適しません。その代わりに、蒸したり、湯引きにしたり、炒めたりすること、その味や香りの良いところを引き立たせるわけです。また、日本料理と同様、季節の食材を味わせるのも香港海鮮料理の魅力の一つです。当店で毎朝、市場から新鮮な旬の魚介類を仕入れ、店頭にある水槽に入れておくようにしています。

高見 経営理念についてもお聞かせください。

吳 モットーにしていることは、「良いものをできるだけ安く提供すること」です。原価率は50%と高くなっていますが、そうすることで一人でも多

くの人たちに本場の香港海鮮料理の味や魅力を知っていただきたいと思っています。ちなみに、特にお得なのは前菜5種の盛り合わせにライスとスープ、メイン料理、そしてデザートセットにした椰林ランチ(1500円)です。また、ディナーの贅沢海鮮コース(6800円)も大人気で、こちらはアワビやカニ、フカヒレといった高級食材やその日の旬の魚介類を使った料理を提供しています。いずれも魚介の旨みを存分に味わえると好評で、最近では地元のお客様だけでなく、大阪や京都、さらには淡路島の頃のお客様たちまで来てくれています。そういつた思いに込めるため、これからも最高の香港海鮮料理を提供していきたいと思っています。



理念経営や業務改善で窮地から脱却 顧問先と真摯に向き合い、共に成長し続ける

大阪市の一等地に事務所を構えるクラージュ総合会計事務所。所長の長谷川 治雄先生は一般企業での勤務経験などを経て税理士となり、現在の事務所を構えてからは真摯に顧問先と向き合い続けています。早速、長谷川先生にこれまでの歩みと現在の取り組みについて伺いました。

事務所 訪問

クラージュ総合会計事務所

所在地 大阪府大阪市中央区本町2-3-6
本町ビジネスビル505
TEL 06-4705-0011
FAX 06-4705-0021
設立 1992年
職員数 10名
URL <http://www.courage.gr.jp>



一般企業の経理部門を経て 地元で事務所を開業

——長谷川先生は税理士試験に合格される前に一般企業で勤務された経験があるそうですね。

長谷川 治雄所長（以下、敬称略） 大学卒業後、会計事務所働き始めたところ、税務会計業務の面白さに夢中になり、毎日終電になるまで働いていました。しかし、それではいつまで経っても税理士試験の勉強ができないと思い、一般企業の経理部門に就職し、そこで勉強に力を入れてみようと考えたのです。

——実際に一般企業で働いてみていかがでしたか。

長谷川 入社半年くらい経過したときに経理課長が急逝してしまい、私が会社の経理や財務を全般的に担当することになりました。また、当時の社長が魅力的だったこともあり、結局、勉強そっちのけで8年間も仕事に打ち込んでしまいました。とはいえ、その社長からは会社の経営、金融機関との付き合い方、会計部門のあり方、会計責任者としての立ち振る舞いまで、みっちり叩き込んでもらったので、その後の仕事にも大いに役立てることができました。

——どういったタイミングで再び税理士を目指すようになったのですか。

長谷川 社長が代替わりをするタイミングで退職させていただき、それから

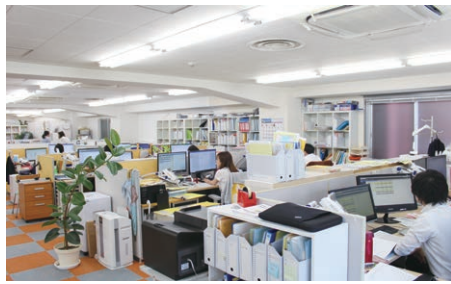
1年半ほど勉強に励んで試験に合格しました。

——開業当初の状況についてお聞かせください。

長谷川 出身地である大阪府茨木市で開業しましたが、ゼロからのスタートだったので、当初は専門学校で講師のアルバイトをするなどして生計を立てていました。ただ、しばらくすると友人や知人、さらには顧問先からの紹介で徐々に税理士として自立できるようになっていきました。しかし、そうはいつでも当時は食べていくのに精一杯で、経営理念などは特に掲げていませんでした。

顧問先と真摯に向き合うためにさまざまな業務改善を実施

——いつ頃から経営理念を持つようになったのですか。



低めのパーティションで程よく仕切られ、職員一人ひとりにゆったりとスペースが設けられているオフィス

なったのでしょうか。

長谷川 茨木市を出て、大阪市（西中島）で友人たちと一緒に合同事務所を運営していたのですが、そこから離れる際に自分なりに経営理念に思いを巡らせるようになりました。今から20年ほど前のことです。

——どのような経営理念を掲げたのでしょうか。

長谷川 税務会計のみならず、多彩な経営支援で顧問先と向き合い、共に成長することをモットーにしました。実務のことだけを考えると、顧問先が赤字であれば、法人税申告などの業務負担が減るわけですが、それでは顧問先はおろか、自分たちを高めることはできません。時には顧問先に苦言を呈することもいとわず、真摯に向き合っていくことが大切だと考えるようになっていったのです。

——事務所名に冠している「クラージュ」にはどのような意味があるのですか。

長谷川 クラージュは「勇氣」や「氣持ち」といった意味を持つフランス語です。人生においても、仕事においても、心と気持ちを大切に勇氣を持ってなせばきつと良い結果が得られるという思いから、この言葉を事務所名に冠しました。一緒に経営していた税理士

と別れ、経営的にも精神的にも苦しいときに、一緒に再出発する社員たちと決めました。

——それから数年して事務所を現在の場所に移転されたそうですね。

長谷川 はい。当時は顧問先や職員が減り、経営面ではかなり厳しい状況でした。そんな折、勉強会で知り合った経営者が関連会社をこのビルに設けることになり、私もその流れで一緒に来ないかと誘ってもらえたのです。今から16年ほど前のことですが、それから不思議と良い流れが出てきました。顧問先が次から次に新規を紹介してくれるようになり、経営が安定していったのです。

——それに伴い、仕事のやり方も変えていったそうですね。

長谷川 一例として、顧問先と経営や事業のことを話し合う機会を増やすようにしました。その際に特に注意しているのが、顧問先の製品・サービス、さらには業界のことを詳細に傾聴することです。それが経営者の考えの整理や問題点の把握の一助になることもあります。経営者の人生観、人間性などの気持ちを理解する助けになります。もちろん、私たち自身が顧問先の業界や立場を詳しく知ること、新たな支援の方法やアイデアを提供できるように

になるというメリットもあります。

——そういった話をする際は、できるだけ顧問先に来所してもらうようにしているそうですね。

長谷川 事務所を移転してからは、顧問先に当事務所まで来てもらうようにしました。最初のうちは面倒だと言っ方もいきましたが、事務所であれば税務会計に関する一連の資料やデータをすぐに引っぱり出せるので、結果的に便利だし、気分を変えて話に集中することに気付いていただき、今ではほとんどの顧問先が来所してくれています。もちろん、来所時にじっくりと話し合えるように、事務所の応接スペースはかなり余裕を持たせたつくりになっています。

——顧問先1件に2名の担当者を付けるようにしているそうですが、その意図について教えてください。

長谷川 これは現在も重要な努力目標です。なかなか考えるような形にはなっていないですね。一人で担当していると、悩みや課題などを抱え込んでしまい、対応が後手に回ってしまうことがあります。二人であれば気軽に相談し合うことができ、早めに解決策を講じることもできます。もちろん、業務に關しても自然とダブルチェックを行うことがができるなどの利点があります。さらにこれからの税理士の業務は、チー



一丸となり顧問先を支援する皆さん(前列中央が長谷川 治雄先生)

なくなりません。それは担当者が信頼されているということの表れです。

過去の積み上げを尊重しつつ 徐々に変化していく承継を助言

——顧問先の業種はどのようになっていきますか。

長谷川 業種は多岐にわたっています。最近の傾向では介護・福祉関連の事業者が増えているように思います。ただその一方で、飲食店の顧問先はほとんど抱えていません。

——顧問先からはどのような相談が増えていますか。

長谷川 ここ最近多いのは事業承継に関する相談です。これまでに多くの事業承継を見ましたが、先代と後継者が互いの素晴らしさを理解しようとしにくいケースでは、事業承継がなかなかうまく進まないように思います。こういうケースは特に親子の場合に生じやすいのですが、互いの悪いところばかり目がいってしまい、後継者がとにかく何でも改革しようとしてしまうのです。そうではなく、冷静に時流に合うところとそうでないところを分析し、事業承継をしていかなければ、せっかく先代たちが積み上げてきたものが台無しになってしまいます。ですから、顧問先がそのような状況に陥つて

いるときには、後継者にまずは先代と同じことをやってみて、それができた上で改革・改善に取り組むようにアドバイスしています。

——相続に関する問い合わせはいかがでしょうか。

長谷川 弁護士事務所経由で舞い込んでくるケースが増えています。実際、相続税の申告は以前は年に2件ほどでしたが、最近では5、6件になっています。相談ベースのものも増えているので、これからはさらに対応できる体制を整えていく必要があると感じています。

——職員教育に関して注力されていることがあればお聞かせください。

長谷川 とにかく顧問先と真摯に向き合うことを意識づけるようにしています。例えば決算内容の説明などを行う際、顧問先がまだきちんと把握できていないのに、ついつい先走って説明してしまう様子を目の当たりにすることがあります。そうではなく、本来は顧問先の顔を見て、きちんと理解できているかを確認しながら先に進めていくべきなので、その都度、注意を促すようにしています。細かいことのように思われるかもしれませんが、そういったことの積み重ねが顧問先と真摯に向き合うことにつながると思うのです。

——本日はありがとうございました。ますますのご発展をお祈りいたします。

History & Story

税理士までの歩み

大学時代は「サラリーマンになりたくない」と思っていたという長谷川先生。ある日、友人の下宿で進路について話し合っていたところ、税理士というアイデアが浮上り、直感的にその道を行ってみることにしたそうです。大学の専攻は法学部であり、税務会計はもちろん、簿記の知識もほとんどありませんでしたが、税理士業界の合同就職イベントを経て兵庫県尼崎市の税理士事務所に就職することに。その後、一般企業の経理部門に転職。それから8年間、一般企業での実務に専念した後に改めて税理士試験の勉強に打ち込み、1992年に税理士試験に合格し、大阪府茨木市に事務所を開業したそうです。

お役立ち INFORMATION

今回のテーマ
ACELINK NX-Pro 企業評価システム

このコーナーでは、MJSから会計事務所様にとって有益な情報を提供致します。自所の経営、そして顧問先様への情報提供にご活用ください。

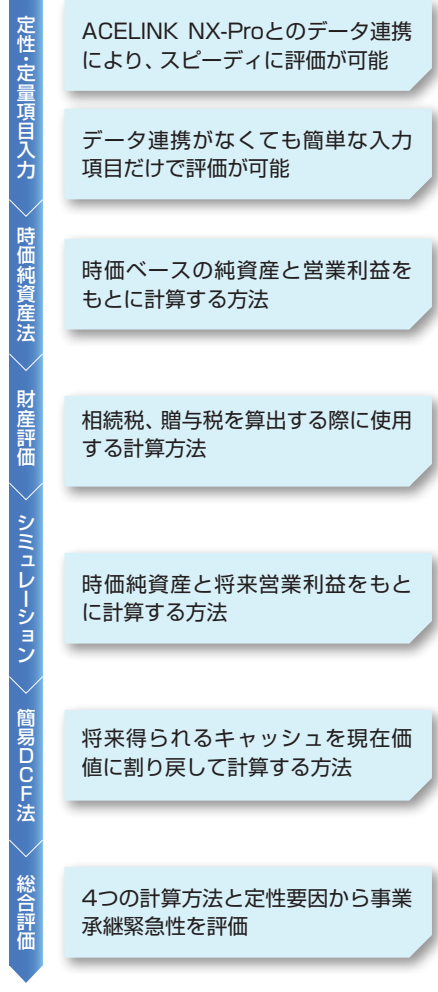
データ連携で入力の手軽軽減

「FACELINK NX-Pro 企業評価システム」は、事業承継でお悩みの顧問先様へM&Aを検討していただくための提案ツールで、これを活用するとM&

図1 「ACELINK NX-Pro 企業評価システム」のポイント

- Point**
ACELINK NX-Proとのデータ連携
*最低限の入力項目で評価することができます
- Point**
4種類の評価方法を採用
*時価純資産法、財産評価、シミュレーション、簡易DCF法にて、評価することができます
- Point**
財産評価との比較が可能
*算出した株主価値と通常相続評価で使用する財産評価との比較ができます
- Point**
評価結果についてコメント
*評価結果に応じて要点をコメント表示します
- Point**
事業承継の緊急性を判断判定
*定性項目と定量項目から事業承継の緊急性を判定
- Point**
顧問先への提案書を作成
*2次リリースにて顧問先への提案書が出力できます

図2 活用のフロー



※詳細は次号にてご紹介します

Aにおいて譲渡価格の目安となる株主価値を、代表的な計算方法で算出することができます。なお、本システムはMJSのグループ会社であるMJS M&Aパートナーズ(mmap)の業務提携パートナーの会計事務所様向けのオプションとなっています。

本システムには次のようなポイントがあります(図一)。ACELINK NX-Proとデータ連携するので入力項目は最低限で済み、3種類の評価方法で企業価値を算出することができます。また、社長の退職金の上限額も入力できるので、株価と照らし合わせて売却後に残るキャッシュも計算可能です。

4つの評価結果で「総合判断」

本システム活用の流れは図2のようになります。まずは定性・定量項目を入力しますが、ACELINK NX-Proと

データ連携しているので入力の手軽軽減は最低限で済みます。

一つ目の評価として、時価ベースの純資産と営業利益をもとに「時価純資産法」により、企業価値を算出します。これが中小企業のM&Aで最もオーソドックスな評価です。

次に、「財産評価」を行います。「ACELINK NX-Pro 財産評価システム」の自社株評価部分を連携し、M&A目線で計算した評価結果と比較することができます。

三つ目の評価方法は「シミュレーション」です。時価純資産と将来営業利益をもとに計算する方法で、時価純資産法や財産評価と比較し、M&Aをいつ実行すべきかを数値で判断できます。そして最後の評価方法が「簡易DCF法」です。将来のフリーキャッシュフローにいくつかの項目を加算し

て、算出された数値を現在価値に割り戻して計算し、企業価値を計ります。ここまで計算してきた4つの評価結果と定性要因をもとにすると、事業承継の緊急度を「総合評価」できます。さらにポイントの一つでもある評価結果についてのコメントなども参考にすれば、顧問先様にごどのようなアプローチによる提案が最適かを組み立てることもできます。

事業承継をスムーズに進めるためには、早い段階から準備に取り掛かることが肝要です。「FACELINK NX-Pro 企業評価システム」を活用し、顧問先様に最適なタイミングでの検討開始をご提案ください。

なお、本システムはMJSとmmapが共同で企画開発し、まもなく公開するM&A情報サイト※ともデータ連携する予定です。



「五十肩とカーブス」

近畿ミロク会計人会

大阪府大阪市 森田 昌子



カーブスでのトレーニングの効果を実感するこの頃です

昨年の2月頃から左肩の激しい痛みに悩まされていた私は、たまたまテレビで五十肩によく似た症状の「鍵盤損傷」という疾患が紹介されているのを見て、てっきり自分もその鍵盤損傷だと思い込みました。五十肩は一度経験していたので、二度も五十肩になるとは思いもしなかったのです。

それから、総合病院、鍼灸院、地元の整形外科と医療機関を転々としましたが、はっきりとした診断も得られず、痛みも一向に回復せずという状態が続きました。日常生活に支障をきたすことも多く、こんな痛みを抱えながら生きていくのはいやだと一念発起。インターネットであれこれ調べ、たどり着いたのは昭和な雰囲気整形外科医院でした。その先生はレントゲンと超音波だけでなく「五十肩」だと診断され、リハビリ治療が始まりました。

しばらくはその整形外科に付設されているリハビリ室に通いましたが、理学療法士さんの「マッサージに頼らず自分で運動することが一番です」という一言に動かされ、以前から気になっていた「カーブス」という女性専用のスポーツクラブにすぐ入会しました。カーブスが気に入ったのは、予約なしでいつでも行けること、1回のトレーニングタイムが30分であることです。自分の都合のいいときに行けるし、30分だとすぐに終わるので忙しくても気軽に行けます。

私が通っている大阪の天満店の会員年齢は50〜60代が最も多く、まさにおばちゃんのスーツクラブです。カーブスのトレーニングマシンは男性にはちょっと物足りないものだと思いますが、おばちゃんの筋トレには充分です。マシンを速く動かすことで負荷を強くすることもできます。また、トレーナーが会員の顔と名前をいち早く覚えて、会員に明るく声掛けしています。これは会員の定着率アップにつながっていると思います。

今回の五十肩で痛感したのは、勝手に素人診断しないこと、諦めずに治療方法を見つけてくれる医療機関を探すことでした。

カーブスに通い始めて3ヵ月。可動域の狭かった左腕が動くようになり、バンザイがやっとできるようになりました。

表紙の写真



「天空の城 竹田城跡」
(兵庫県朝来市)

竹田城跡は、標高353.7mの古城山山頂に築かれた山城です。古城山の山全体が虎が伏せているように見えることから、別名「虎臥城(とらふすじょう、こがじょう)」とも呼ばれています。この地域は、しばしば秋の良く晴れた朝に濃い霧が発生することがあります。この朝霧が竹田城跡を取り囲み、まるで雲海に浮かぶように見える姿から、いつの頃からか竹田城跡は「天空の城」と呼ばれるようになりました。(竹田城跡 公式ホームページより)

ホームページにて本誌データを公開しています! こちらもご覧ください

ミロク会計人会

検索

<https://www.mirokukai.ne.jp/channel/index.html>

税理士事務所 CHANNEL 445号

発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309(経営企画・広報IRグループ)

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、経営企画・広報IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

配信制作 東方通信社

印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

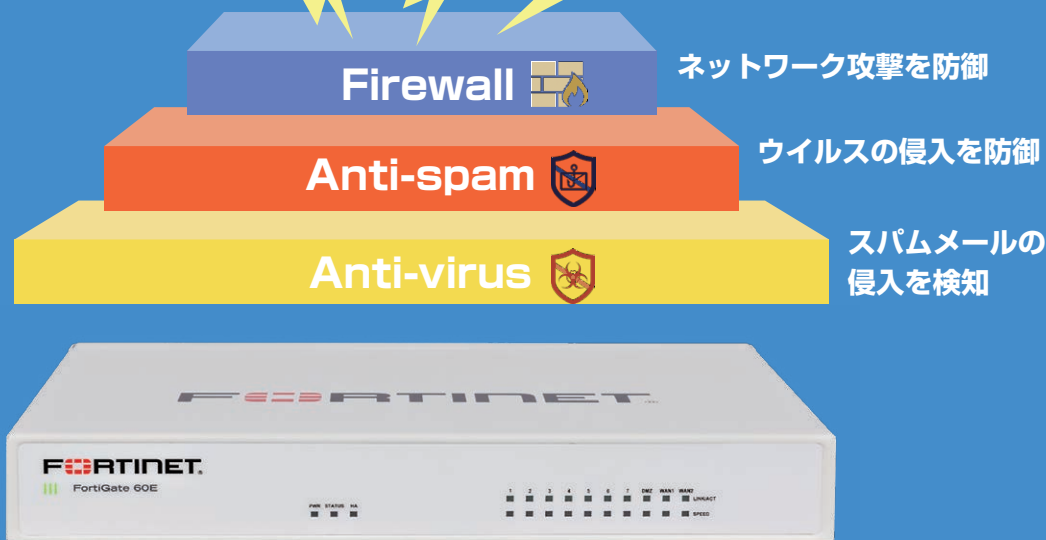
フォーティゲートで 多層のセキュリティ対策を実現!



マルウェア/
ランサムウェア

なりすましメール

不正侵入



FortiGate 60E



NVC NETWORK VALUE COMPONENTS

株式会社ネットワークバリューコンポネンツ

TEL: 03-5714-2050 FAX: 03-5714-2051

<http://www.nvc.co.jp/> Mail: sales@nvc.co.jp

一步先の「ニーズ」を満たすネットワーク構築で
私たちは未来をカタチにします。

FORTINET社認定サービスパートナー

本書に記載されている会社名、製品名・サービス名は各社の登録商標または商標です。